

保税倉庫に関する財務大臣規程 No.143/PMK.04/2011

唯一神のご加護により、

財務大臣は、

保税蔵置場に関する政令 2009 年 32 号の第 48 条の規定を実施するためであること

を考慮し、

1. 国税総則に関する法律 1983 年第 6 号 (インドネシア共和国官報 1983 年第 49 号、官報追記第 3262 号)及び数次にわたり改正されその最終改正である法律 2009 年第 16 号(インドネシア共和国官報 2009 年第 62 号、官報追記第 4999 号)
2. 所得税に関する法律 1983 年第 7 号 (インドネシア共和国官報 1983 年第 50 号、官報追記第 3263 号)及び数次にわたり改正されその最終改正である法律 2008 年第 36 号(インドネシア共和国官報 2008 年第 133 号、官報追記第 4893 号)
3. 付加価値税と奢侈税に関する法律 1983 年第 8 号(インドネシア共和国官報 1983 年第 51 号、官報追記第 3264 号)及び数次にわたり改正されその最終改正である法律 2009 年第 42 号 (インドネシア共和国官報 2009 年第 150 号、官報追記第 5069 号)
4. 関税に関する法律 1995 年第 10 号(インドネシア共和国官報 1995 年第 75 号、官報追記第 3612 号)及びその改正である法律 2006 年第 17 号 (インドネシア共和国官報 2006 年第 93 号、官報追記第 4661 号)
5. 消費税に関する法律 1995 年第 11 号(インドネシア共和国官報 1995 年第 76 号、官報追記第 3613 号)及びその改正である法律 2007 年第 39 号 (インドネシア共和国官報 2007 年第 105 号、官報追記第 4755 号)
6. 自由貿易地域・自由港に関する緊急政令 2000 年第 1 号を法律として制定することに関する法律 2000 年第 36 号(インドネシア共和国官報 2000 年第 251 号、官報追記第 4053 号)及びその改正である法律 2007 年第 44 号 (インドネシア共和国官報 2007 年第 130 号、官報追記第 4775 号)
7. 保税蔵置場に関する政令 2009 年第 32 号 (インドネシア共和国官報 2009 年第 61 号、官報追記第 4998 号)
8. 大統領令 2010 年第 56/P 号

を鑑み、

以下を決定した：

保税倉庫に関する財務大臣規程を定める。

第 1 章

総則

第 1 条

本財務大臣規程の中で、

1. 関税法とは関税に関する法律 1995 年第 10 号及びその改正である法律 2006 年 17 号のことである。
2. 保税蔵置場とは、関税を留保し、特定向けの物品を蔵置するのに利用される、特定要件を満たした建屋、場所、或いは地域のことである。
3. 保税倉庫とは、輸入品を蔵置するための保税蔵置場のことであり、一定期間の後再搬出するために、包装/再包装、選別、キッティング、梱包、セッティング、カッティングの形での 1 以上の活動を伴うことが可能。
4. 保税倉庫管理者とは、保税倉庫事業活動を行うための地域を提供し、それを管理する法人のことである。
5. 保税倉庫事業者とは、保税倉庫事業活動を行う法人のことである。
6. 保税倉庫内事業者兼、保税倉庫管理者とは、異なる法人として保税倉庫管理者の所有する保税倉庫内で保税倉庫事業活動を行う法人であり、以後、PDGB と称する。
7. 自由貿易地域・自由港とは、関税領域とは切り離されたインドネシア共和国統一国家の法的領域内にあり、関税、付加価値税、奢侈税、消費税の課税が免除される地域のことである。
8. 輸入関連税とは、付加価値税、奢侈税及び/或いは輸入にかかる所得税第 22 条のことであり、以後、PDRI と称する。
9. 人とは、個人或いは法人のことである。
10. 大臣とは、インドネシア共和国財務大臣のことである。
11. 総局長とは、関税総局長のことである。
12. 税関事務所とは、関税総局管内の事務所であり、関税法規に基づき通関義務を履行する場所のことである。
13. 税関官吏とは、関税法に基づき特定の任務を遂行するために特定の役職において指名を受けた関税総局の職員のことである。

第 2 条

- (1) 保税倉庫は税関領域であり、完全に関税総局の監督下に置かれる。
- (2) 1 項に規定の保税倉庫の監督を行う枠組みにおいて、物流の円滑を保証しつつ税関検査を行うことができる。
- (3) 2 項に規定の税関検査はリスク管理に基づき選択的に行われる。
- (4) リスク管理に基づき、保税倉庫に対し下記の関税便宜を供与できる:
 - a. 許認可サービス便宜
 - b. 業務サービス便宜及び/或いは
 - c. a と b 以外のその他の通関便宜

第 3 条

- (1) 保税倉庫の管理運営事業は保税倉庫内で行う。
- (2) 1 項に規定の保税倉庫の管理は、インドネシア法人でインドネシアに所在する保税倉庫管理者がこれを行う。
- (3) 2 項に規定の保税倉庫管理者は保税倉庫事業活動用の地域の提供と管理を行う。
- (4) 1 項に規定の 1 保税倉庫管理内において、1 以上の保税倉庫事業の実施が可能。
- (5) 1 項に規定の保税倉庫事業は下記の者が実施する:
 - a. 保税倉庫事業者、或いは
 - b. PDGB
- (6) 輸入品は輸入通関申告日から最長 1 年間、保税倉庫に蔵置可能。
- (7) 保税倉庫内で行われる活動には輸入品の蔵置活動が含まれ、一定期間の後再搬出するために、包装、再包装、選別、キッティング、梱包、セッティング及び/或いはカッティングの形での 1 以上の活動を伴うことが可能。
- (8) 5 項に規定の保税倉庫事業者と PDGB はインドネシア法人でインドネシアに所在していること。

第 4 条

- (1) 保税倉庫は下記の形態で可能:
 - a. 工業サポート保税倉庫、すなわち関税領域及び/或いは保税地域内の別の場所の工業会社に卸すための輸入品の蔵置と提供の機能を果たす保税倉庫
 - b. 免税店特別流通センター保税倉庫、すなわち免税店向けの輸入品の蔵置と流通の機能を果たす保税倉庫、或いは

- c. 通過保税倉庫、すなわち関税領域外向けの輸入品の蔵置と流通の機能を果たす保税倉庫
- (2) 1 項 a に規定の工業会社は下記から構成される:
- a. 製造業
 - b. 鉱業
 - c. 重機産業、及び/或いは
 - d. 石油サービス産業

第 2 章

保税倉庫の設立

第 5 条

- (1) 保税倉庫にする予定の倉庫或いは場所は下記の要件を満たすこと:
- a. 公道から直接進入でき、コンテナ車両が通過できる場所に位置している
 - b. 他の場所や建屋と分離柵の形で明確に境界を有している
 - c. 他の建屋と直接関係していない
 - d. 運送手段が通行可能な物品の搬出入用の主要ドアを 1 つ有している
 - e. 下記の目的に限った物品の蔵置用に利用される:
 - 1) 関税領域及び/或いは保税地域内の他の場所の産業活動をサポートする
 - 2) 免税店に卸す、或いは
 - 3) 輸出
- (2) 保税倉庫とする予定の倉庫或いは場所が、第 4 条 2 項 b に規定の鉱業活動及び/或いは第 4 条 2 項 d に規定の石油サービス産業のサポートとして機能する場合、その倉庫或いは場所は下記の要件を満たすこと:
- a. 他の場所や建屋と分離柵の形で明確に境界を有している
 - b. 他の建屋と直接関係していない
 - c. 運送手段が通行可能な物品の搬出入用の主要ドアを 1 つ有している
 - d. 下記の目的に限った物品の蔵置用に利用される:
 - 1) 関税領域及び/或いは保税地域内の他の場所の産業活動をサポートする
 - 2) 輸出
- (3) 税関及び/或いは消費税関連の犯罪を犯したことがあり確定判決を受けている、及び/或いは裁判所により破産宣告を受けている会社及び/或いは会社の責任者は、刑

事罰の履行後及び/或いは破産決定から 10 年間、保税倉庫管理者、保税倉庫事業者、及び/或いは PDGB としての承認を受けることができない。

第 6 条

- (1) 保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者の許可は有期限での供与とし、大臣の名義により総局長がこれを定める。
- (2) 保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者と一括での保税倉庫事業者の許可は有期限での供与とし、大臣の名義により総局長がこれを定める。
- (3) PDGB の許可は有期限での供与とし、大臣の名義により総局長がこれを定め
- (4) 1 項に規定の保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者の許可は期間を最長 5 年間の供与とし、総局長への申請により延長が可能。
- (5) 2 項に規定の保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者と一括での保税倉庫事業者の許可は期間を最長 3 年間の供与とし、総局長への申請により延長が可能。
- (6) 5 項に規定の保税倉庫事業者の許可或いは PDGB の許可の有効期間は、4 項に規定の保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者の許可の有効期間を超えることはできない。

第 7 条

- (1) 保税倉庫管理者となる予定の者は、保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者の許可を取得するために、監督を行う税関事務所の所長を通じて総局長に申請を行う。
- (2) 1 項に規定の申請には下記を添付すること:
 - a. 明確な境界を有する場所、建屋或いは地域の所有或いは帰属を証明するものと、サイトマップ、保税倉庫のレイアウト計画/図面
 - b. 事業場所の許可書、環境関連書類、その他関連機関で必要な許可、及び
 - c. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの
- (3) 保税倉庫管理者となる予定の者は関税総局から登録通知書 (SPR) を取得すること。
- (4) 税関事務所の所長は 1 項に規定の申請に基づき申請を受理してから 15 営業日以内に調査を行い、下記を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ:
 - a. 現場検査記録、及び
 - b. 税関事務所の所長からの推薦状

- (5) 総局長は申請が不備なく受理されてから 10 営業日以内に大臣の名義で承認或いは却下を行う。
- (6) 総局長は 4 項に規定の申請が承認される場合、大臣の名義で保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者の許可に関する決定書を発行する。
- (7) 総局長は 4 項に規定の申請が却下される場合、却下の理由を添えて却下のレターを出す。

第 8 条

- (1) 保税倉庫事業者となる予定の者は、保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者と一括での保税倉庫事業者の許可を取得するために、監督を行う税関事務所の所長を通じて総局長に申請を行う。
- (2) 1 項に規定の申請には下記を添付すること:
 - a. 明確な境界を有する場所、建屋或いは地域の所有或いは帰属を証明するものと、サイトマップ、保税倉庫のレイアウト計画/図面
 - b. 事業場所の許可書、商業許可書、環境関連書類、その他関連機関で必要な許可、及び
 - c. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの
- (3) 保税倉庫事業者となる予定の者は、関税総局から登録通知書 (SPR) を取得すること。
- (4) 1 項に規定の申請に基づき、税関事務所の所長は申請を受理してから 15 営業日以内に調査を行い、下記を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ:
 - a. 現場検査記録、及び
 - b. 税関事務所の所長からの推薦状
- (5) 申請が不備なく受理されてから 10 営業日以内に、総局長は大臣の名義で承認或いは却下を行う。
- (6) 4 項に規定の申請が承認される場合、総局長は大臣の名義で保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者と一括での保税倉庫事業者の許可に関する決定書を発行する。
- (7) 4 項に規定の申請が却下される場合、総局長は却下の理由を添えて却下のレターを出す。

第 9 条

- (1) PDGB となる予定の者は PDGB の許可を取得するために監督を行う税関事務所の所長を通じて総局長に申請を行う。
- (2) 1 項に規定の申請には下記を添付すること:
 - a. 明確な境界を有する場所、建屋の所有或いは帰属を証明するものと、サイトマップ、保税倉庫のレイアウト計画/図面
 - b. 商業許可書、環境関連書類、その他関連機関で必要な許可、及び
 - c. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの
 - d. 保税倉庫管理者からの推薦状
- (3) PDGB となる予定の者は関税総局から登録通知書 (SPR) を取得すること。
- (4) 税関事務所の所長は 1 項に規定の申請に基づき、申請を受理してから 15 営業日以内に調査を行い、下記を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ:
 - a. 現場検査記録、及び
 - b. 税関事務所の所長からの推薦状
- (5) 総局長は申請が不備なく受理されてから 10 営業日以内に大臣の名義で承認或いは却下を行う。
- (6) 総局長は 4 項に規定の申請が承認される場合、大臣の名義で PDGB の許可供与に関する決定書を発行する。
- (7) 総局長は 4 項に規定の申請が却下される場合、却下の理由を添えて却下のレターを出す。

第 10 条

保税倉庫管理者、保税倉庫事業者、及び/或いは PDGB は、保税倉庫活動開始予定時点について監督を行う税関事務所の所長に書面で通知を行うこと。

第 11 条

- (1) 保税倉庫管理者、保税倉庫事業者或いは PDGB は、決定及び/或いは許可が切れる前に、第 6 条 4 項及び/或いは第 6 条 5 項に規定の保税倉庫としての場所の決定、保税倉庫管理者許可、保税倉庫事業者許可、PDGB 許可の延長を申請できる。
- (2) 1 項に規定の延長は、監督を行う税関事務所を通じ、下記を添付して総局長に申請する:
 - a. 保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者許可、保税倉庫事業者許可、或いは PDGB 許可

- b. 明確な境界を有する場所、建屋の所有或いは帰属を証明するものと、サイトマップ、保税倉庫のレイアウト計画/図面
 - c. 商業許可書、環境関連書類、その他関連機関で必要な許可
 - d. 課税業者としての決定と、既に義務となっている場合には最新年度の所得税の年次納税申告書の提出を証明するもの、及び
 - e. PDGB の場合、保税倉庫管理者からの推薦状
- (3) 税関事務所の所長は 1 項に規定の延長申請に基づき、申請を受理してから 7 営業日以内に調査を行い、推薦状を添えて申請書類を総局長に引き継ぐ。
- (4) 総局長は申請が不備なく受理されてから 10 営業日以内に大臣の名義で承認或いは却下を行う。
- (5) 総局長は 1 項に規定の申請が承認される場合、大臣の名義で第 6 条 4 項或いは第 6 条 5 項に規定の保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者許可、保税倉庫事業者許可或いは PDGB 許可の延長決定書を発行する。
- (6) 総局長は 1 項に規定の申請が却下される場合、却下の理由を添えて却下のレターを出す。
- (7) 1 項に規定の延長実施のための期限が過ぎる前に保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者許可、保税倉庫事業者許可或いは PDGB 許可の延長を申請し、そして当該許可が切れた場合、保税倉庫への物品の搬入に対しては、関税便宜の留保、消費税の免税、及び/或いは PDRI の無徴収の便宜を供与されない。

第 3 章

関税・税務上の取り扱い

第 12 条

- (1) 関税領域外から保税倉庫へ搬入する物品には:
- a. 関税が留保される
 - b. 消費税の免税及び/或いは
 - c. PDRI が徴収されない
- (2) 関税領域外から保税倉庫へ搬入され、保税倉庫の運営及び/或いは事業に利用される資本財、倉庫の建設と拡張に利用される資本財及び/或いは設備、事務設備、保税倉庫で消費する物品は 1 項の規定から除外される。
- (3) 返品及び/或いは不良品で保税倉庫に再搬入する保税地域と免税店からの物品は:
- a. 関税が留保される
 - b. 消費税が免税される、及び/或いは
 - c. PDRI が徴収されない

- (4) 1 項と 3 項に規定の物品が使用されるため輸入用として関税領域の他の場所に搬出される場合、保税倉庫事業者或いは PDGB は、未払いの関税、消費税及び/或いは PDRI を支払う義務を負う。
- (5) 保税倉庫事業者或いは PDGB は、保税倉庫から関税領域内の他の場所へ物品を引き渡す場合、付加価値税と奢侈税を徴収し、税務分野の法規に基づきタックスインボイスを作成する義務を負う。
- (6) 保税倉庫事業者或いは PDGB は、保税倉庫から保税地域と免税店へ物品を引き渡す場合、税務分野の法規に基づき「付加価値税・奢侈税無徴収」の印を押し、タックスインボイスを発行する。
- (7) 保税倉庫から他の保税倉庫へ物品を引き渡す場合、物品を引き渡す保税倉庫事業者或いは PDGB は、税務分野の法規に基づき「付加価値税・奢侈税無徴収」の印を押し、タックスインボイスを発行する。

第 13 条

- (1) 関税及び/或いは消費税の留保或いは免税便宜を得ている人向けに保税倉庫から関税領域内の他の場所に輸入品を搬出する場合、関税及び/或いは消費税分野の法規に基づき関税及び/或いは消費税の留保或いは免税となる。
- (2) 1 項に規定の便宜を得ている人向けに対する物品の搬出の場合、保税倉庫事業者或いは PDGB は、税務分野の法規に基づき、付加価値税と奢侈税を徴収し、タックスインボイスを発行する。
- (3) 1 項に規定の関税免税便宜供与は、輸出用の関税免税或いは還付便宜を得ている人向けの輸入品には適用されない。

第 4 章

義務、責任、禁止

第 14 条

保税倉庫管理者は下記の義務を負う：

- a. 一般の人が明確に見える場所に会社名マークと保税倉庫管理者番号・許可日を設置する
- b. 税関官吏がサービスと監督機能を遂行するために適切なスペース、業務設備、ファシリティを用意する

- c. 下記の形態の通関サービス用インフラ設備を用意:
 - 1) コンピューター、及び/或いは
 - 2) 関税総局のサービスコンピューターシステムに接続した電子データ通信媒体
- d. 場所の賃借期間延長をまだしていない保税倉庫事業者或いは PDGB がいる場合、期限終了の 30 日前までに監督を行う税関事務所の所長に書面で報告する
- e. 営業していない保税倉庫事業者或いは PDGB がいる場合、監督を行う税関事務所の所長に報告する
- f. 名称、住所、納税者番号、会社のオーナー/責任者の名前と住所の変更がある場合、総局長に対し保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者許可の変更申請を行う
- g. 保税倉庫の面積の変更がある場合、税関事務所の所長を通じて総局長に対し、保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者許可の変更を申請する
- h. 事業場所において事業に関連する帳簿、記録、その他書類を 10 年間保管・維持する
- i. インドネシアで一般に有効な会計原則に基づく記帳を行う、及び
- j. 関税総局及び/或いは国税総局が監査を行う場合、保税倉庫活動に関連する書類を出す

第 15 条

保税倉庫事業者と PDGB は下記の義務を負う:

- a. 一般の人が明確に見える場所に会社名マークと保税倉庫事業者或いは PDGB の番号・許可日を設置する
- b. 物品の搬出入の総括を作成し、翌月 10 日までに関税総局地方事務所の所長と監督を行う税関事務所の所長に提出する
- c. 電子データ交換 (PDE) システムを採用している税関事務所の監督を受ける保税倉庫事業者或いは PDGB の場合、電子データ交換のためのインフラ設備を用意する
- d. 下記の形態での通関サービス用のインフラ設備を用意:
 - 1) コンピューター、及び/或いは
 - 2) 関税総局のサービスコンピューターシステムに接続した電子データ通信媒体
- e. 蔵置する物品が消費税課税品 (BKC) の場合、消費税課税業者番号 (NPPBKC) を保有する
- f. 名称、住所、納税者番号、会社のオーナー/責任者の名前と住所の変更がある場合、保税倉庫事業者或いは PDGB の許可の変更申請を総局長に行う

- g. 保税倉庫の形態、蔵置する物品の種類、物品の受取人、場所の面積に変更がある場合、保税倉庫事業者或いは PDGB の許可の変更を税関事務所の所長を通じて総局長に申請する
- h. 1年に最低1回、監督を行う税関事務所の税関官吏と共に保税倉庫に蔵置してある物品の棚卸をする
- i. 棚卸を行う際、搬出入する在庫の種類、仕様、数、配置が明確に把握できるように保税倉庫内に蔵置してある物品の保管と管理をきちんと行う
- j. 事業場所において事業に関連する帳簿、記録、その他書類を10年間保管・維持する
- k. インドネシアで一般に有効な会計原則に基づく記帳を行う、及び
- l. 関税総局及び/或いは国税総局が監査を行う場合、保税倉庫活動に関連する書類を出す

第16条

- (1) 保税倉庫事業者或いは PDGB は、保税倉庫内にある、或いは保税倉庫内にあるべき物品の関税、消費税、及び/或いは PDRI に責任を負う。
- (2) 保税倉庫事業者或いは PDGB は、物品が下記に該当する場合、関税、消費税及び/或いは PDRI に責任を負わない:
 - a. 故意ではない廃棄
 - b. 輸出及び/或いは再輸出
 - c. 関税、消費税、税務上の義務を果たした上で、使用のために輸入
 - d. 保税地域、免税店、或いは他の保税倉庫に搬出
 - e. 税関蔵置所への搬出、及び/或いは
 - f. 税関官吏の監督下で廃棄

第17条

保税倉庫事業者或いは PDGB は下記を禁じられる:

- a. 保税倉庫許可に基づかない輸入品の搬入
- b. 輸入が禁止されている物品の搬入
- c. 関税領域内の他の場所に由来する物品の蔵置、及び/或いは
- d. 保税倉庫許可の記載と異なる目的での物品の搬出

第 5 章

物品の搬出入と廃棄

第 18 条

保税倉庫への物品の搬入は下記から実施可能:

- a. 関税領域外
- b. 返品及び/或いは不良品として保税倉庫に再搬入する場合、保税地域及び/或いは免税店
- c. 他の保税倉庫、すなわち名称、経営、法人が共通で、同じ種類の物品の蔵置をしている保税倉庫
- d. 許可を剥奪された保税倉庫、及び/或いは
- e. 自由貿易地域・自由港の管理機関から事業許可を取得済みの事業者が実施する自由貿易地域・自由港

第 19 条

(1) 保税倉庫からの物品の搬出先は:

- a. 保税地域
- b. 免税店
- c. 関税領域外
- d. 関税領域内の他の場所;
- e. 他の保税倉庫、すなわち名称、経営、法人が共通で、同じ種類の物品の蔵置をしている保税倉庫、或いは
- f. 自由貿易地域・自由港の管理機関から事業許可を取得済みの事業者が実施する自由貿易地域・自由港

(2) 1 項 a に規定の保税地域、1 項 b に規定の免税店、1 項 c に規定の関税領域外向けの物品の搬出には実物検査をしない。ただし関税及び/或いは消費税分野の規定違反の疑いがある場合にはその限りではない。

(3) 1 項 c に規定の関税領域外向けの物品の搬出には輸出分野の通関規定が適用される。

(4) 1 項 d に規定の関税領域内の他の場所向けの商品の搬出には第 2 条 2 項に規定の税関検査を実施し、輸入分野の通関規定が適用される。

(5) 1 項 e に規定の他の保税倉庫向けの商品の搬出には第 2 条 2 項に規定の税関検査が実施される。

- (6) 免税店に卸すために保税倉庫から他の保税倉庫に物品を搬出する場合、総局長の承認に基づきこれが供与される。

第 20 条

- (1) 第 19 条 1 項 d に規定の保税倉庫から関税領域内の他の場所への物品の搬出には関税、消費税及び/或いは PDRI が課税される。
- (2) 1 項に規定の関税、消費税、及び/或いは PDRI は下記の条件に基づき算出される：
- a. 下記に基づく関税：
 1. 保税倉庫に輸入品が搬入された時点で有効な関税評価・分類、及び
 2. 輸入通関申告登録時点の課税額
 - b. 現行の消費税規定に基づく消費税、及び/或いは
 - c. 下記に基づく PDRI：
 1. 輸入通関申告登録時点での税率、及び
 2. 保税倉庫への輸入品搬入時点で有効な輸入価額
- (3) 2 項 c の 2 に規定の輸入価額は保税倉庫内への搬入時点における関税評価に関税を合算したものから得たものとする。
- (4) 2 項に規定の関税、消費税及び/或いは PDRI の計算用の関税計算基礎価額(NDPBM) は、使用目的での輸入品の搬出に関する法規に基づき適用される。

第 21 条

- (1) 保税倉庫事業者或いは PDGB は、保税倉庫からの輸入品の搬出の場合、タックスインボイスを作成し、税務分野の法規に基づく付加価値税と奢侈税を徴収する義務を負う。
- (2) 1 項の規定は関税領域外用に保税倉庫から物品を搬出する場合には除外される。

第 22 条

- (1) 保税倉庫事業者或いは PDGB は、税関事務所の所長の承認に基づき保税倉庫に蔵置された輸入品の廃棄が可能。
- (2) 1 項に規定の廃棄は腐敗品に限りこれが可能。
- (3) 1 項に規定の廃棄は税関官吏の監督下で実施し、廃棄記録を作成する。

第 6 章

税関申告書

第 23 条

- (1) 保税倉庫での物品の搬出入は税関申告書に関する財務大臣規程に定められた税関申告書を利用して実施する。
- (2) 1 項に規定の税関申告書は保税倉庫事業者或いは PDGB が提出する。
- (3) 1 項に規定の税関申告書は電子データ交換(PDE)システムを通じて提出すること。ただし PDE システムの規定を採用していない税関事務所においてはその限りではない。

第 7 章

許可の凍結と剥奪

第 24 条

- (1) 保税倉庫管理者、保税倉庫事業者或いは PDGB が第 14 条と第 15 条に規定の義務を履行しない場合、監督を行う税関事務所の所長は、保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者許可、保税倉庫事業者許可或いは PDGB 許可を凍結する。
- (2) 監督を行う税関事務所は 1 項に規定の凍結を総局長に通知する。

第 25 条

- (1) 保税倉庫事業者或いは PDGB としての許可は、保税倉庫事業者或いは PDGB が下記に該当する場合、税関事務所の所長が総局長の名義でこれを凍結する:
 - a. 下記の形態などにより、十分な初期証拠に基づき許可から逸脱した活動を行った:
 1. 保税倉庫許可に基づかない輸入品の搬入
 2. 輸入が禁じられた物品の搬入
 3. 関税領域内の他の場所に由来する物品の蔵置、及び/或いは

4. 保税倉庫許可の記載と異なる目的の物品の搬出
 - b. 下記の形態などにより保税倉庫事業遂行不能と示された:
 1. 活動にかかる記帳を行わない
 2. 6 ヶ月間連続して活動を行わない、或いは
 3. 所定の期間内に債務を完済しない
- (2) 凍結中、保税倉庫事業者或いは PDGB は保税倉庫への物品の搬入が認められない。

第 26 条

第 24 条 1 項と第 25 条 1 項に規定の凍結された許可は、保税倉庫管理者、保税倉庫事業者或いは PDGB が下記に該当する場合、再発効が可能:

- a. 第 14 条と第 15 条の規定を実施した
- b. 第 25 条 1 項 a に規定の供与を受けた許可を逸脱した活動の実施が立証されなかった、或いは
- c. 保税倉庫の運営及び/或いは事業を再び実施できるようになった

第 27 条

第 24 条 1 項と第 25 条 1 項に規定の凍結された許可は、保税倉庫管理者、保税倉庫事業者、或いは PDGB が下記に該当する場合、剥奪とすることが可能:

- a. 供与を受けた許可を逸脱した活動の実施が立証された、或いは
- b. 税関官吏の監査によるレコメンデーションに基づき、保税倉庫の運営及び/或いは事業を行うことができなくなった

第 28 条

- (1) 保税倉庫としての場所の決定、保税倉庫管理者許可、保税倉庫事業者許可、及び/或いは PDGB 許可は、保税倉庫管理者、保税倉庫事業者及び/或いは PDGB が下記に該当する場合、剥奪される:
 - a. 12 ヶ月間連続して活動を行わない
 - b. 既に無効となっている事業許可を利用

- c. 保税倉庫便宜の乱用、関税及び/或いは消費税分野の犯罪行為など、事業上の不正を行なった
 - d. 破産宣告を受けた、及び/或いは
 - e. 剥奪申請をした
- (2) 1項に規定の決定と許可の剥奪は大臣の名義で総局長が行う。
- (3) 1項に規定の許可が剥奪された、許可が終了し延長しなかった、或いは第11条6項に規定の延長申請が却下された場合、保税倉庫管理者、保税倉庫事業者、及び/或いはPDGBは、監査で見つかったものであるか保税倉庫から関税領域内の他の場所への物品の搬出により生じた債務であるかを問わず、剥奪或いは許可終了日から30日以内に未払いの全ての関税、消費税及び/或いはPDRIを支払うこと。
- (4) 許可が剥奪された保税倉庫にまだある輸入品は剥奪日から30日以内に下記を行うこと:
- a. 再輸出する
 - b. 他の保税倉庫、保税地域或いは免税店に譲渡する、及び/或いは
 - c. 輸入分野の通関事務を満たす限りにおいて、関税、消費税及び/或いはPDRIを支払った上で、関税領域内の他の場所へ搬出する
- (5) 保税倉庫事業者とPDGBは、4項cに規定の関税領域内の他の場所に物品を搬出する場合、付加価値税と奢侈税を徴収し、税務法規に基づくタックスインボイスを作成する義務を負う。
- (6) 3項に規定の期間を過ぎた場合、保税倉庫にある物品は帰属のない物品とされる。

第29条

保税倉庫としての場所の決定と保税倉庫管理者許可が剥奪された場合、保税倉庫管理者のところに所在するPDGBは下記を申請できる:

- a. 総局長に対し他の保税倉庫管理者への移転、ただし移転先の保税倉庫管理者からの推薦状を事前に取得のこと、或いは
- b. 許可を剥奪された保税倉庫管理者のところで第7条に規定の保税倉庫管理者となるための申請

第8章

監督

第 30 条

- (1) 関税総局地方事務所の所長と税関事務所の所長は、管轄下にある保税倉庫管理者、保税倉庫事業者及び PDGB の活動を監督する。
- (2) 1 項に規定の監督はリスク管理に基づきこれを実施する。

第 31 条

- (1) 保税倉庫事業者或いは PDGB が蔵置する輸入品が第 3 条 6 項に規定の期間を過ぎた場合、当該物品は下記を行うこと：
 - a. 再輸出、或いは
 - b. 輸入分野の規定を満たした後、関税、消費税及び/或いは PDRI を納税
- (2) 保税倉庫事業者或いは PDGB が第 3 条 6 項に規定の期間から 30 日以内に 1 項に規定の再輸出或いは納税を行わない場合、保税倉庫事業者許可或いは PDGB 許可は、再輸出或いは納税完了し保税倉庫から物品を搬出するまでの間、これを凍結する。

第 32 条

保税倉庫管理者、保税倉庫事業者及び/或いは PDGB に対するリスク管理に基づき、許可剥奪を行う前に関税及び/或いは消費税監査、又は簡易検査を行う。

第 33 条

- (1) 保税倉庫における物品の搬出入にかかる関税・消費税規定違反の兆候が見られる場合、税関事務所の所長は詳細を調査すること。
- (2) 1 項に規定の調査の結果に基づき事務関連の違反が発見された場合、法規に基づく罰則の適用によりただちにフォローアップを行う。
- (3) 1 項に規定の調査の結果に基づき、関税・消費税関連犯罪が生じたとする十分な初期証拠が発見された場合、法規に基づく捜査によりただちにフォローアップを行う。

- (4) 保税倉庫管理者、保税倉庫事業者或いは PDGB に責任を負う人が関税・消費税分野の犯罪を犯し確定判決を受け、さらにその人が外国人である場合、総局長は入国管理分野の管轄機関に対し法規に基づくフォローアップのために通知をする。

第 9 章

移行規定

第 34 条

本大臣規程発効時点において:

- a. 期限を定めていない保税倉庫許可で、本財務大臣規程発効前に発行されたものについては、保税蔵置場に関する政令 2009 年 32 号の発効から 3 年間引き続き有効。
- b. 期限を定めた保税倉庫許可で、本財務大臣規程発効前に発行されたものについては、当該許可の終了まで引き続き有効。

第 10 章

結びの規定

第 35 条

- a. 選択的な税関検査の枠組みでのリスク管理と、関税・消費税便宜供与のためのリスク管理の採用
- b. 保税倉庫許可の申請と発行手順
- c. 保税倉庫への物品の搬入、保税倉庫からの物品の搬出、保税倉庫での物品の廃棄にかかる監督とサービス手順
- d. 簡易検査手順、及び
- e. 保税倉庫許可の凍結と剥奪手順

に関する詳細規定については総局長規程でこれを定める。

第 36 条

本大臣規程発効開始時点において、保税倉庫に関する財務大臣令 No.399/KMK.01/1996 及びその改正である財務大臣規程 No. 32/PMK.04/2008 は取り消し無効となる。

第 37 条

本大臣規程は法制化の日から 90 日後に発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本財務大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2011 年 8 月 26 日、ジャカルタにて制定

財務大臣

アグス D.W.マルトワルドヨ

2011 年 9 月 5 日、ジャカルタにて法制化

法務人権大臣

パトリアリス・アクバル

インドネシア共和国官報 2011 年 549 号